

要介護認定を受けている方とそのご家族へ

その1

「障害者控除対象者認定書」

が交付される場合があります。

介護保険制度で要介護 1 以上の認定を受けておられる 65 歳以上の方のうち、障害者・特別障害者に準ずると審査・認定された方には、所得税や住民税の障害者控除を受けることができる「障害者控除対象者認定書」を交付いたします。

《認定書の交付と障害者控除を受けるまでの手順》

- ① 準備するもの⇒介護保険証と印鑑
- ② 役場保健福祉課窓口へ「障害者控除対象者の申請に来ました」とお申し出下さい。
- ③ 審査後、該当者には「障害者控除対象者認定書」が発行されます。
※注) 要介護者であっても、その状態によって「障がい者に該当する」と認められない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- ④ この認定書を、所得税の確定申告の際に提出し、障害者控除を受けて下さい。

その2 医療費控除について

寝たきりや認知症など介護が必要な方でオムツを使用している方や在宅又は介護施設で介護サービスを受けている方については、医療費控除の対象となる場合があります。

それぞれのケースによって、手続の仕方が違います、詳しくは、担当のケアマネージャー又は役場保健福祉課（介護保険担当）へお尋ね下さい。

お問い合わせは、役場保健福祉課（電話 8 7 — 2 1 6 1）介護保険担当